

# 京都守護職に対する幕府の財政援助

新田美香

## はじめに

文久二年（一八六二）閏八月朔日、会津藩主松平容保は京都守護職に就任した。京都守護職は、京都の治安維持を担ってきた井伊家や京都所司代の治安能力の低下、雄藩の幕政への介入という状況のなか、京都における幕府の主導権確保のために設置された役職である。本稿は、この京都守護職中の会津藩の財政収入、就中幕府の財政援助の実態を明らかにしようとするものである。

幕末期、特に文久・元治期の幕府財政については、大口勇次郎氏・飯島千秋氏らによる幕府勘定帳を分析した詳細な研究がある。<sup>(1)</sup> 両氏により、幕末期の幕府財政については（一）支出面では、開港以降の軍事海防費、将軍上洛・京都警衛費などの対朝廷関係費の別口経費の増大が大きな負担になっていたこと、（二）収入面では、年貢収納が限界に達している中で、その大部分を貨幣改鑄利金に依存する構造になっていたこと、が明らかにされた。

また、幕府同様藩も慢性的な財政赤字に加え、海防や手伝金賦課によって財政は極めて悪化していた。増大する支出に対応するため、収入の確保は各藩にとって大きな課題となっており、幕府に対しても拝借金・貸付金の許可、返納猶予を

求めていく。このような大名の要求に対して幕府は、幕府権力維持の立場から京都警衛・將軍上洛・長州戦争などのため財政負担が増大した大名に手当金を支給したり、拝借金・馬喰町貸付金を認めたりしている。大平祐一・飯島千秋両氏は幕末期の拝借金・馬喰町貸付金を中心とした大名への財政援助について、①幕府に対する忠勤目標が江戸城普請から海岸警備へ、さらに文久・元治期には上洛供奉・京都警衛・長州戦争などの軍事的なものに変化しており、この役を担う大名への援助が優先されること、②文久期以降『続柄』大名保護を中心とした拝借金から、貸付に際して一定の「合理的」基準をもつ馬喰町貸付金制度へと比重を移したことを明らかにしている<sup>(2)</sup>。

幕府財政の研究の進展とは対照的に、京都守護職中の会津藩財政については、主に史料不足のため具体的検討はほとんどなされてこなかったといつてよい。そのなかで、庄司吉之助氏<sup>(3)</sup>は、『会津松平家譜』<sup>(4)</sup>や『会津藩庁記録』<sup>(5)</sup>など会津藩の史料を基に、京都守護職就任に伴い支給された役知・加増地に言及している。しかし、これらの史料は財政に関する記載が断片的であるため不明確な部分が多く、収入の実態についても踏み込んだ説明はされていない。また、真水淳氏<sup>(6)</sup>は、幕末の越後における会津藩領・預所の変遷・拡大について具体的に検討する中で、従来混乱した記載が多くみられた京都守護職の役知や加増地について整理している。さらに、近年は家近良樹氏が『稽徴録』<sup>(7)</sup>を素材として、藩内での経費節減策・幕府の手当支給・大坂町人よりの借財の実態に触れており、少しずつではあるが藩の収入の実態が明らかにされ始めている。藩の基本史料が少ない状況においては、幕府や地方史料など関係史料を含めた検討が必要である。

以上の成果に学びながら本稿では、幕府勘定所の史料である『御勝手帳』<sup>(8)</sup>を主な素材として、幕府の財政援助を役知・加増地、拝借金・拝借米、諸手当の三項目に分け検討することで、会津藩財政の一端を明らかにしたい。また、京都守護職の政治的位置について、財政面から考えてみたい。

## 第一章 役知・加増地収入

幕府は会津藩に対し、京都守護職中の役知として文久二年閏八月に五万石、文久三年十月に五万石の計一〇万石、さらに加増地として元治元年二月に五万石の支給を決定した。本章では役知決定から郷村引渡、年貢収納について実際の経過を具体的に検討する。

### (1) 文久二年の役知

文久二年の役知は、文久二年閏八月朔日の容保の京都守護職就任に伴い、同八日に支給が申し渡された。この役知の場所については、まず同月二十八日に山城・河内国内における高三〇五〇〇石の支給が決まり、残りの一九五〇〇石は翌三年八月二十九日に、近江国一九五〇〇石において支給されることになった。<sup>(10)</sup>

この五万石のうち山城・河内三〇五〇〇石は、山城国愛宕・葛野・乙訓・紀伊・久世・綴喜・相楽郡五八ヶ村で二二一八二石余・河内国讃良・交野郡一八ヶ村で八四七六石余が充てられた。文久二年中に郷村引き渡しが進み、文久三年から現地収納が行われている。

一方、残りの一九五〇〇石については、当初より彦根藩井伊直憲上知分の河内国神崎・蒲生郡で支給されることが内定していたが、井伊直憲から郷村引き渡しに必要な五ヶ年収納帳の提出が遅れたため、文久三年八月まで神崎・蒲生郡三九ヶ村・高一九五八石の正式決定が持ち越された。その後、同年九月に高帳は渡されたものの、実際に郷村は引き渡されず、会津藩は何度となく幕府に対し郷村引き渡しを願い出るが、慶応元年に至るまで郷村引き渡しは行われなかった。慶

[表1]文久2年 京都守護職役知

	国名	郡名	「御勝手帳」		「旧高旧領」「往復書簡」	
			村数	石高(石)	村数	石高(石)
文久2年決定分	山城国	愛宕郡	79	30513	5	552.0314
		葛野郡			11	3179.09063
		乙訓郡			9	3002.277
		紀伊郡			5	4365.517
		久世郡			11	6654.2272
		綴喜郡			10	3618.7667
		相楽郡			7	810.2195
河内国	讚良郡			10	3861.889	
	交野郡			8	4614.5488	
	計		79	30513	76	30658.56723
慶応元年決定分	河内国	河内郡	65	19493	9	3892.477
		讚良郡			3	2050.116
		若江郡			6	3923.468
	播磨国	美囊郡			16	1739.2499
		加東郡			6	2031.86892
		加西郡			25(23)	6818.014
	計		65	19493	65(63)	20455.19382
合計			144	50006	141(139)	51113.76105

出典:「御勝手帳」(三)・(四)(村数・石高とも)、「旧高旧領取調帳(近畿編)」(石高)・「幕末会津藩往復書簡」下巻(村数)

注)右欄は「会津藩往復文書」の村名を、「旧高旧領」に比定して作成した。( )内の数字は比定できた村数。「朝妻村新田」「嶋波田村」の2ヶ村が不明

応元年三月になると俄に河内・播磨国への振り替え案が浮上し、<sup>(11)</sup> 閏五月に井伊から幕府に河内国両郡の郷村引渡が行われたにもかかわらず、同月正式に河内国一八ヶ村・高九八六六石余と播磨国美囊・加東・加西郡四七ヶ村・高一〇五八九石余へと振り替えられた。この河内・播磨両国の物成収納については、同年中より収納すべき旨の達があることから、<sup>(12)</sup> 慶応元年中に郷村引渡、現地収納が行われたようである。「表1」は「御勝手帳」に記載された村数・石高と、『幕末会津藩往復書簡』<sup>(13)</sup>に記載された役知村名を『旧高旧領取調帳』に比定して作成したものである。村数・石高とも若干違いはあるが、河内・播磨国役知は各郡にこのような割合で支給されたと考えてよいであろう。

次に実際の役知収入について検討する。

文久二年十月、会津藩は京都への出発費用難渋のため、役知五万石の当年分物成の現金支給を願い出た。これに対して勘定所は、山城・河内国分については「郷村引渡以前二而も物成之儀者急速引渡方可取計旨御代官江申渡候得共、此節於当地引渡候儀難相整」、加えて近江国分については井伊直憲からの引き渡しがないたため年内は間に合わないとして、五万石に対し三割五分の年貢率で算定した米一七五〇〇石の代金三万両を浅草御蔵より支給することとした。<sup>(14)</sup> 会津藩は山城・河内両国の郷村引渡後の元治元年十月、この三万両の代金は「御役知地所御渡不相成内之御吟味」であったため金額が不足しているとして、不足差引書を添えて一二六七二両余の追加支給を願い出るが、却下されている。<sup>(15)</sup>

文久三年には、山城・河内両国分は現地収納が行われており問題はなかったが、近江国分は引き渡しが行われていなかったため、幕府は十二月二十五日、近江国分物成として六八四九石を浅草御蔵で支給する旨を達した。<sup>(16)</sup> さらに会津藩は、この年貢米を浅草御蔵ではなく二条・大坂御蔵において支給されたい旨を願い出で、翌年正月に許可されている。<sup>(17)</sup>

元治元年二月二十五日、容保が京都守護職を辞任し軍事総裁職に就任したため、四月七日に復職するまでの間京都守護職は松平慶永が勤めた。そのためこの年の役知収納は月割収納となり、二月までと五月以降は会津藩に、三・四月分は福井藩に支給されることとなった。収納方法は、山城・河内国分については、一度幕府代官小堀数馬と多羅尾民部へ郷村と

もに引き渡すべきこと、五月に再び会津藩が受け取ることが命じられたが、会津藩が収納が滞るという理由で米金引き替えを願いだたため、代官への郷村引き渡しは行われず、会津藩が収納を行い代官へ上納した上で分配する方法に改められた。<sup>(18)</sup>しかし、軍事総裁職の期間中も引き続き京都警衛を勤めていた会津藩は納得できず、幕府に手当の支給を願ひ出るが、役知は元來役に付いているものなので、実態はどうであれ一旦その役に就いた者に支給しないのは外聞にも関わること、会津藩に対しては加増地を始め多くの手当を支給していることを理由に却下された。<sup>(19)</sup>結局、慶応元年八月二三日に松平慶永収納分として六五〇〇両余を、小堀・多羅尾両代官へ引き渡している。なお、近江国分は郷村引渡が済んでいなかった<sup>(20)</sup>ので、十一月に当年物成代金として六八四〇石余を二条御蔵において支給されている。

慶応元年には役知が近江国から河内・播磨国へと変更され、同年より現地収納が行われたようである。十一月に会津藩は、前述の山城・河内両国と同様小物成・高懸物などを含めた文久三年・元治元年二ヶ年分の近江国不足金支給願ひを提出するが、幕府は陸奥国会津・大沼郡役知もあり手当は十分としてこれを退けている。

## (2) 文久三年の役知

文久三年十月十五日、江戸において老中水野忠精から次のように達があった。<sup>(22)</sup>

守護職被仰付候以来追々入費相嵩候趣達御聴、格別之思召を以陸奥国会津・大沼高五万石余御役中為御手当被下候間、御役知之格に可被心得候

陸奥国会津・大沼郡五万石は南山御蔵入領と呼ばれ、藩領に隣接し、幕府代官による直支配と会津藩による預り支配を繰

り返した地域であり、文久三年当時は会津藩の預所となっていた。この地域が「御役知之格」として支給された経緯は不明であるが、文久三年七月以前に会津藩は「南山并会津領御預所とも当分勘定無<sup>(23)</sup>」を願い出ているので、これを受けての決定であったかもしれない。

後述の「京都一ヶ年之入方差引増減之調」では、元治元年五月時点での会津・大沼郡五万石の収入について、「いまた地所御渡不相成候処、城河江州之御物成高を以如斯」とされ、文久二年決定の畿内役知と同じ金額が計上されている。しかし、当時会津藩預所であり、年貢収納も会津藩が行っていたことから、文久三年分から実際に収納されたと考えられる。

なお、会津・大沼郡五万石は「御役知之格」であったため、元治元年五月に畿内役知と同様、容保が軍事総裁職となった三・四月分は松平慶永の収納とすべき旨が命じられている。<sup>(23)</sup>

### (3) 元治元年の加増地

元治元年二月十一日、幕府は「昨年御上洛以来鎮静方格別行届、去秋動揺之節も励精尽力、当今之御都合ニ至候段満足被思召<sup>(25)</sup>」として、会津藩への五万石の加増を決めた。容保は一度は辞退するが、老中の「別段之思召を以御加増被下候儀に付、被仰出之通拜受被致候」という説得により加増を受けることとなった。最終的に加増地の場所が決定するのは翌慶応元年八月一日であるが、加増地は役知とは違い「永世」のものであるとの認識から、この間一年以上にわたり京都・江戸・会津で加増地の場所をめぐって頻繁に協議を重ねている。<sup>(26)</sup> 会津藩は海軍創設と蝦夷地・京都への利便性などの理由から、新潟湊の獲得と地域的にまとまった生産性の高い地域を条件として重視した。特に新潟湊には最後まで執着するが、私領渡しは難しく、渡されても収入の大半を占める運上等は幕府の収入として残されると聞きやむを得ずあきらめた。

[表2] 元治元年加増地

国名	郡名	旧支配	村数	石高(石)
越後国	蒲原郡	桑名藩預所	—	3030.5
	蒲原・三島郡	大草太郎左衛門支配所	—	13835.467
	蒲原・岩船郡	里見源左衛門支配所	—	8144.41
	計			25010.377
和泉国	南郡	岸和田藩預所	4	10570.1931
	日根郡	代官石原清一郎支配所	16	
	計			20
近江国	栗太郡	多羅尾主税・石原清一郎支配所	4	1401.84413
	蒲生郡	多羅尾主税支配所	1	829.525
	高嶋郡	石原清一郎支配所	7	3024.39
	野洲郡	多羅尾主税・石原清一郎支配所	17	9805.74285
	計			69
合計				50642.0721

出典：越後国については真水淳「幕末期越後の会津藩領」第4表、和泉国については廣野卓「和泉国の会津藩領について」、近江国については『幕末会津藩往復文書』（国郡名・村数）・『御守護職御領所村々惣石高調』（旧支配）・『旧高旧領取調帳』（石高）

[表3] 拝借金・拝借米

年代	月日	種別	金額(両)	石数(石)	拝借理由	出典
文久2年	① 閏8月8日	拝借金	30000		上京費用	A2-33・34
	② —	馬喰町貸付金	20000		上京費用	A4-472 B下-130
文久3年	③ —	拝借米		※7000	家来扶持米	A2-226・227 399・400
	④ 5月29日	拝借金	20000		入費相嵩	A2-447～451 D258
元治元年	⑤ —(春中)	拝借米		※3500	家来扶持米	A4-47
	⑥ 3月1日	拝借金	20000		軍備拡張	C32、D310
	⑦ 6月20日	拝借金	30000		長州人入京一条につき	A3-509・520 A4-37～47
	⑧ 7月6日	馬喰町貸付金	20000		勝手向難渋	A3-509・520 A4-37～47 B下-130
	⑨ 7月	拝借金	10000		勝手向難渋	A4-39～41 B上-247
	⑩ 9月	拝借金	(40000)		一月一万両の手当	A4-38～47 ほか
	⑪ 9月	拝借米		※(3500)	一万俵の引替米	A4-38～47 ほか
慶応元年	⑫ 2月2日	拝借金	6000		荒銅上納につき前借	A4-187
	⑬ 10月15日	拝借米		1000	家来扶持米	A5-18・19 182・183
合計			(196000)	15000		

注1) ※はそれぞれ2万俵・1万俵を1俵3斗5升として石数に直した。( )は推定。

注2) 出典の記号は、A:『御勝手帳』、B:『幕末会津藩往復文書』、C:『京都守護職始末』、D:『会津松平家譜』。数字は巻数と頁。

元治元年四月になると合津藩は、越後国水原辺りで三万石、近江国神崎・蒲生郡で二万石を支給されたい旨を願い出すが、幕府に退けられたため、同年九月頃から越後国・畿内で半高ずつという割合で取り調べを始めた。越後には享保九年（一七二四）に会津藩預所となった魚沼郡七万石のほか、幕末には房総警衛・蝦夷地警衛、そして京都守護職を契機として会津藩の領地・預所が多く設定された。<sup>(27)</sup> 越後の加増地は、文久元年に安房・陸奥国との村替で新領となった蒲原・岩船・三島郡の新領と地続きの場所を中心に取調が進められた。畿内二五〇〇〇石の配分は、近江国二五〇〇〇石↓近江・和泉・河内国で二五〇〇〇石↓和泉一〇〇〇〇石・近江九〇〇〇石・大和六〇〇〇石となり、最終的には「表2」に示したように和泉国一〇〇〇〇石・近江国一五〇〇〇石で落ち着いたようである。<sup>(28)</sup>

次に加増地の年貢収納であるが、元治元年には場所が決まっていなかったため、十二月に三季相場で換算した石代金三七八一四両余が浅草御蔵において支給された。この支給に対し会津藩は、石代金を関東では定例とされている浅草御蔵庭相場平均で計算すると四三八七二両となるので、差額を増石代として支給されたい旨を願い出て、六〇〇〇両の増石代が認められている。<sup>(29)</sup> 慶応元年以降については、現地収納が行われていたようである。

以上のように、文久二年の役知は山城・河内・播磨国、文久三年役知は陸奥国会津・大沼郡、加増地は越後・近江・和泉国で支給されたことが明らかになった。この役知・加増地の村々は、年貢の他にも軍夫役・御用金などの負担を担うことになる。<sup>(30)</sup>

## 第二章 拝借金・拝借米

本章では、「表3」にしたがって、幕府からの米金貸与について検討する。

(1) 拝借金・馬喰町貸付金

拝借金は、「表3」において二三件中七件を占めており、最も多い貸与の形態であった。まずは、年代順に拝借金の貸与の実態を見ていきたい。

①の三万両は、上京費用として役知五万石の支給と同時に決定されたもので、京都所司代が役職就任時に役知一万石の支給と上京費用一万両を貸与をされる事例と同じ性質のものである。また、④の二万両は、老中水野忠精より許可されたもので、「御守衛筋格別骨折」の功に対して貸与されたものである<sup>(31)</sup>。

元治元年は禁門の変や第一次長州戦争など事件が相次ぐためか、拝借・貸付が多く見られる年である。まず、⑥三月朔日には軍備拡張のため二万両が貸与され<sup>(32)</sup>、⑦六月二十日には、会津藩が五月より度々願い出る月々一万両の手当支給と一万俵の引替米許可要求に対する代案として三万両が貸与された。この三万両は百文銭を取り交ぜた形で支給されている<sup>(32)</sup>。

⑨は、京都詰老中稲葉正邦の「御英断」により京都において支給されたものである。⑩・⑪を含めこの一件については、手当金の節で改めて検討したい。また、通常の拝借金とは性質が異なるが、⑫は領内姥沢銅山より年々金五万斤ずつ上納する代わりとして、金六千両を前借という形で借用することが許可されている<sup>(34)</sup>。

馬喰町貸付金については、②文久二年の二万両、⑧元治元年の二万両を確認することができる。文久二年の二万両は上京費用として借用が許可されているが、会津藩は上京前の文久二年だけでも、この他に拝借金三万両・文久二年分役知物成代金三万両の計八万両を幕府から引き出している。役知物成代金の支給は、同年十二月八日会津藩の五万両の拝借願に応える形で決定したのだが、その願書の中で「今般京着迄之諸入用拾万両金之借財二相成、右金高返済之手段も無之一同心痛仕候」とあり、上京までに一〇万両以上の費用がかかっていることがわかる<sup>(35)</sup>。また元治元年の二万両は、三万両の

[表4]手当金・手当米

年代	月日	金額(両)	石代金(両)	支給理由	出典
文久3年	① 5月6日		12953	守衛筋骨折につき	A2-448、D-28
	② 8月2日	10000		奉職以来の勤公・將軍滞京中尽力につき	B-271、D-33
	③ 9月3日	50000		骨折につき	A2-447、B-279、C上-185、D-40
元治元年	①' -		(12953)	(年々米二万俵代金)	
	④ 1月25日	10000		鞍鎧料	B-293、C下-4
	⑤ 7月6日	30000		格別の訳	A3-507-508
	⑥ 8月4日	1000		京中不逞の徒追捕につき	B-342、C下-102
慶応元年	①' -		(12953)	(年々米二万俵代金)	
	⑦ -	(90000)		(月々一万兩の手当金)	
	⑧ 12月19日	7000		禁門の変の功につき家来へ	B-385、C下137、D-137*
慶応2年	①' -		(12953)	(年々米二万俵代金)	
	⑦' -	(120000)		(月々一万兩の手当金)	
	⑨ 2月13日	1000		松平慶永京都守護職中の警衛につき	A5-180-181
慶応3年	①' -		(12953)	(年々米二万俵代金)	
	⑦' -	(120000)		(月々一万兩の手当金)	
合計		439000	64765		

出典)A:『御勝手帳』、B:『会津松平家譜』、C:『京都守護職始末』、D:『稽徴録』。数字は巻数と頁。( )は推定金額。

注1)文久三年の石代金は「文久三亥年金銀納払御勘定帳」のもの。元治元年以降もこの金額で計算した。

注2)月々の手当一万兩については、慶応元年は5月より12月分、慶応2年・慶応3年は12ヶ月分で計算した。

注3) \*『稽徴録』では12月8日。『京都守護職始末』(下巻137頁)では、元治元年12月18日にも同じ理由で家来へ7000両が支給されたと記載されているが、他の史料には記載がないため⑧と同じものと判断した。

[表5] 京都一ヶ年入用

	費目	金額(両)	備考
1	城河江州御物成高(米方)	7803	米16291.4石(5斗入で32583.4俵)の内、京都入方分24000俵を引き、残りを1両=5斗5升で売却した場合の見積り
2	城河江州御物成高(銀方)	5588	銀447貫目、1両=銀80目換算
	計	13391	畿内役知代金収入
3	五万石御加増被下候御物成高(米方)	29621	32483.4俵の代金。城河江物成高で計算
4	五万石御加増被下候御物成高(金方)	5588	城河江物成高で計算
	計	35209	加増地代金収入見積り
5	五万石会津・大沼両郡之内、御役知之格二心得候様被仰付候	35209	城河江物成高で計算
6	年々米二万俵ツ、被下米代	12900	亥年相場で計算
	合計	96709	収入分合計
7	御勤向を始常詰勤番人数春秋并諸渡方、其外年中諸雑費入	216000	京都一ヶ年の必要経費
	残	119291	不足分

「京都一ヶ年之入方差引増減之調」(『会津藩庁記録(四)』577~580)より作成。  
 注) 差引残りの金額は、史料中では「拾万九千貳百九拾壹両」とあったが、ここでは計算通りの119291両とした。

[表6] 幕府からの財政支援

年代	金方			米方
	役知・加増地(両)	拝借金(両)	手当金・手当米(両)	金合計(両)
文久2年	30000	50000		80000
文久3年	(70428)	20000	72953	(163381)
元治元年	(108232)	(120000)	(53953)	(282185)
慶応元年	(107732)	6000	(109953)	(223685)
慶応2年	(108232)		(133953)	(242185)
慶応3年	(108232)		(132953)	(241185)
合計	(532856)	(196000)	(503765)	(1232621)
				(15000)

・[表3]・[表4]をもとに作成。( )は推定。

注) 役知・加増地収入は以下の基準で算定した。

・文久2年・文久3年役知は、「京都一ヶ年入用調」の35209両で計算した。

なお、慶応元年分は松平慶永へ引き渡した6500両を差し引いた金額。

・加増地は、元治元年物成代として幕府より支給された37814両で計算した。なお、慶応元年分は増石代として受け取った6000両を加えた金額。

拝借願に対して認められたものであるが、これは池田屋の変・禁門の変と続く「長州人入京之事件」に際し、「在京致諸家も不居合、肥後守殿御一手二而夫々守衛被致」という事情が考慮されたものであった。

馬喰町貸付金の返済については、元治元年・慶応元年返済分の年延が認められている。<sup>(36)</sup>慶応元年の勘定所評議によると、遠国御用に関する借用金年延の場合は、元金のみ年延を認めることが通例であるが、特別に元利ともに年延を許可するとあり、この措置は特例であることが強調されている。拝借金・馬喰町貸付金ともに会津藩が実際に返済している様子はないが、馬喰町貸付金については毎年延納の手続きが取られており、拝借金よりも貸付・返済に関してより「合理的」基準もっていたことが裏付けられる。また会津藩への貸付は、京都警衛の中心を担う京都守護職であるという事情を考慮して行われたものであるが、貸付金額が大きいこと、馬喰町貸付金よりも拝借金の割合が高いこと、他に多くの手当を支給されていてさらに返済が滞っているにもかかわらず拝借が認められていることなど、従来の拝借・貸付条件に照らしても特例的な措置であった。

## (2) 拝借米

拝借米は、③二千俵、⑤一万俵、⑪千石を確認することができる。なお、ここでは領地米運送の手間と費用を省くために、領地米の今市・浅草御蔵等への返済を条件に貸与される引替米も含めて検討する。

③は文久三年三月以前に、家来への扶持米用として二条・大坂御蔵において引き替えが許可された。この返済は雪解け後、会津より浅草御蔵へ返納する筈であったが、この年関東幕領において五万石の米の買い上げが実施され浅草御蔵の空きがなくなつたため、三月二十五日に今市御蔵へ変更となつた。しかし、蝦夷地へ向けての廻米中に難破し、返済に回す米がないという理由で春中には返納できず、五月に文久三年から慶応元年までの三ヶ年賦で返納することが認められた。

また、この二千俵を一俵三斗五升で石数に換算すると七千石となるので、文久三年の幕府勘定帳の「松平肥後守拝借米」七千俵はこの拝借であることがわかる。<sup>(36)</sup>⑤は元治元年の春に許可され、一万俵を四月から八月まで五ヶ月に割り、一ヶ月二千俵ずつ二条御蔵において支給された。返済は、同年より三ヶ年賦で今市御蔵へ返納するというものであった。⑪は江戸詰家来の扶持米難洪という理由で、浅草御蔵において現米千石を二、三度に分けて払い下げられたもので、慶応二年正月から三、四ヶ月に割り合い、月々一万両の手当から代金により返納することとされた。③と⑤については返納されたかどうか不明であるが、この現米千石については、翌年二月に手当金から代金四六三九両三分・永二四九文九分が引かれており、実際に返済されたことがわかる。

### 第三章 諸手当と会津藩財政支出

本章では、「表4」の手当金・手当米から主なものについて検討し、さらに『会津藩庁記録』の史料から、会津藩の京都における財政支出を考えてみたい。

#### (1) 手当金・手当米

①の年々米二万俵は、在京中の手当としてを御蔵庭相場をもって代金支給されたものである。前述の文久三年勘定帳では「松平肥後守え被下米石代渡」として一二九五三両、後述の京都一ヶ年入用調でも一二九〇〇両とあるので、年により相場の変動はあるが一三〇〇〇両程度は支給されたと考えてよい。<sup>(38)</sup>この支給方法については、会津藩が現地における現米支給を願った結果、同年十月十七日に大坂御金蔵における難波御蔵前月の上中下米平均相場による代金支給へと変更さ

れた。<sup>(39)</sup>

③は会津藩の七万両の手当支給願を受けたものであるが、勘定所評議では金一万両の拝借許可と一万五千両の支給が妥当とされたものが、老中水野忠精の意向により五万両の支給に変更されている。この五万両は分割され二万両はすぐに、残りは追って支給することとなったが、翌月の会津藩から要求により、十月には残り二万両も支給されている。

⑦の月々の手当一万両の支給は、前節の元治元年拝借金・拝借米と関係しているので、あわせてその決定までの過程をみていきたい。

元治元年五月・六月に会津藩は、後述の京都一ヶ年入用調書を添え、幕府に月々一万両の手当支給と二万俵の引替米を願い出るが、六月に拝借金三万両の許可を理由に却下される。この間、江戸における歎願活動と並行して京都詰老中稲葉正邦へも手当支給を要求しており、七月に稲葉正邦の「御英断」により一万両の拝借が許可されている。ここままで四万両の拝借金が認められたが、八月以降も手当支給の交渉を粘り強く行った結果、在京老中・大目付・御目付・京都町奉行の評議の上、九月十日に手当支給と引替米許可が認められた。この内容は、江戸における正式決定までの間も暫定的に、  
a. 九月よりの四ヶ月間、小堀数馬預諸渡金から金一万両を取替支給することと、b. 九月より五ヶ月間、二條御藏において一ヶ月二千俵の引替米が認められること、であった。しかし勘定所の強行な反対と江戸幕閣による一会桑排除政策<sup>(40)</sup>の影響か、京都での裁定は覆され、十一月に稲葉正邦より繰替支給の米金は役知物成で追々返納すべき旨が達せられた。この後も「公辺向之御都合去年中等与ハ懸隔之違ニ付、承知之日並ニも不叶内」という状況の中歎願は続けられ、慶応元年五月より月々一万両を江戸で五千両、大坂で百文銭五千両分と分けて支給されることとなった。翌慶応二年には、江戸渡し分六万両は正月・五月・九月の三季に分けて支給する方法に改められ、慶応三年にも同様の記述があることから、この手当支給は慶応三年まで続いていたようである。<sup>(41)</sup>

## (2) 京都における会津藩の財政支出

幕府から多くの財政支援をうけていた会津藩だが、実際に京都入用としてどの程度を支出していたのだろうか。ここでは元治元年五月、会津藩が前述の月々一万両の手当支給を願い出た際に提出された「京都一ヶ年之入方差引増減之調」をもとに考えたい〔表5〕。

この史料は、(一)ここで挙げられている収入が、文久二年支給の畿内役知(1・2)、元治元年決定の加増地(3・4)、文久三年支給の会津・大沼郡役知(5)、元治元年より支給の年々米二万俵代金(6)の定期的な収入であり、拝借金・手当金は除外されていること、(二)畿内役知収入は京都入方として二万四千俵が差し引かれた上で代金換算されていることから、この収支には京都で消費する飯米が含まれていないこと、(三)会津・大沼郡役知、加増地については「いまた地所御渡不相成候」として畿内役知の収入が計上されていることなど、収入額については検討の余地があるが、元治元年段階における会津藩京都財政の概略を掴む上ではなお有効であると考ええる。これによると、役知・加増地収入(1~5)と二万俵の被下米(6)による代金収入は、一年に合計九六七〇九両であり、実際の経費(7)は二一六〇〇両であるから、差し引き一一九二九一両が不足しているという。この不足分を一二ヶ月で割ると一ヶ月九九四〇両となるので、これを月々一万両の手当を支給の根拠としたのである。

元治元年の経費については、同年十二月に会津藩京都御用所から江戸御用所に対して、六月から十二月まででおおよそ二〇五五三五両一分二朱・一四九文と報告されている<sup>(42)</sup>。さらに慶応二年二月の幕府に対する拝借金願いの中では、元治元年・慶応元年の経費は平均で一ヶ年三〇万両にも達していると訴えていることから<sup>(43)</sup>、会津藩は毎年京都だけで二〇万から三〇万両の経費を必要としていたことがわかる。

## おわりに

以上三章にわたって京都守護職に対する幕府の財政援助について検討してきたが、本稿で明らかになったことを整理する。

(1) 文久二年の役知五万石は、当初山城・河内・近江国において支給されることとなっていたが、このうち引き渡しが遅れていた井伊直憲上知分の近江国神崎・蒲生郡一九五〇〇石は、慶応元年に河内国河内・讚良・若江郡と播磨国美囊・加東・加西郡へ振り替えられ、最終的には山城・河内・播磨国において支給された。

(2) 元治元年の加増地五万石は、幕府との交渉の結果越後国蒲原・三島・岩船郡の二五〇〇〇石、和泉国南・日根郡、近江国栗太・蒲生・高嶋・野洲郡の二五〇〇〇石が充てられた。したがって会津藩の畿内役知・加増地は、山城・河内・和泉・近江・播磨国に設定され、村々には人夫役や御用金などの多くの負担が課された。

(3) 幕府より会津藩への拝借金・馬喰町貸付金の貸与は、無利子で恩恵的貸付である拝借金が圧倒的に多かつた。また、返済が滞っており、他に多くの手当が支給されているにもかかわらず拝借が許可されているなど、従来の拝借・貸付条件に照らしても特例的な措置であった。

(4) 役知・加増地収入を代金に換算し、年代ごとまとめた「表6」をみると、会津藩は年によって八万両から二八万両と差はあるものの、文久二年から慶応三年までの六年間で二二〇万両以上、一ヶ年平均二〇万両以上の援助を幕府から受けていた。元治元年の三季切米役料が六八万両余である<sup>(4)</sup>ことを考えると、その三分の一にあたる金額が、毎年会津藩へ支給されていたことになる。元治元年には、將軍後見職、禁裏守衛総督・摂海防禦指揮として上京した一橋慶喜に對しても一七八九五一両が支出されており、いわゆる一・会・桑政権の政治的優位性が財政面からも裏付けられる。

京都守護職が幕権の回復を期待され設置された機関であるとはいえ、幕府からこれだけの援助を引き出すためには、幕閣への働きかけが必要であった。また、この職が譜代・旗本を中心とした従来の幕府政治機構の改変を意図して、一橋慶喜・松平慶永の指導下において設置されたという性格上、財政の決定権をもつ在江戸の老中・勘定所とは対立することもしばしばであった。勘定所では「御家之義、何歟二付烈しく申唱度者ハ兎角節を付ケ、京都擾乱之節之御功勞御銜被成杯と申者も有之由<sup>(45)</sup>」という状況であり、さらに元治元年には、江戸幕閣によって手当金停止が決定されるなど、困難な状況が続いた。飯島氏は臨時支出などについては江戸の勘定奉行・勘定吟味役が関知せず、京都所司代や大坂城代の裁量で決済される場合があることを指摘している。この時期、政治が江戸と京都に二極化していたため、めまぐるしく変化する京都の政治状況に対応すべく、老中や大目付も上京していた。元治元年に稲葉正邦の「御英断」により、会津藩に一万両の拝借が認められていることを考えれば、在京の老中にも財政に関する程度の裁量権があったと考えられるが、多額の手当支給など重要事項についての最終判断は江戸においてなされていたようである。在京の老中あるいは京都所司代・大坂城代にどれほどの権限が認められていたのかについては、今後の研究をまちたい。

会津藩の京都財政が幕府の援助により成り立っていたことは明らかであるが、軍事費や藩士への手当、役知や加増地より動員する人足への給金支払いと膨らむ支出には、幕府の援助だけでは対応しきれなかった。蝦夷地警衛・海岸防備をよやく乗り切りつてきた会津藩に財政的余裕はなく、支出を減らすために藩士の減給・儉約策を実施したり、領地年貢や諸物産の代金を投入するなどあらゆる手を尽くしているが、現実問題として不足金の調達は、大坂町人よりの借財に頼らざるをえなかった。彼らからの調達の道が閉ざされれば金策の方法が絶たれるため、苦しい中でも役知年貢の一部は、大坂への返済に充てられていた。<sup>(46)</sup>この時期の会津藩財政は、幕府の援助と大坂町人よりの借財のどちらかが途切れれば崩壊するという、きわめて厳しい状況であったのである。

本稿においては、京都守護職に対する幕府の財政援助の実態を検討してきたが、今回扱えなかった大坂町人からの借財、

役知・領地からの御用金や人夫の動員などについては今後の課題としたい。また、幕末の会津藩財政を扱う場合は、蝦夷地警衛や房州・相州の海岸防備も含めて検討する必要がある、藩制改革による財政再建や新たな財源の確保が出来なかった会津藩が、多大な出費を伴うこれらの役をいかに担っていくのかについて考えていきたい。

註

- (1) 大口勇次郎「文久期の幕府財政」(近代日本研究会『幕末・維新の日本』年報近代日本研究三、山川出版社、一九八一年)、飯島千秋「文久改革期における幕府財政状況」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五十六年度)、同「元治期の幕府財政」(横浜商科大学学術研究会編『横浜商大論集』第二二巻第一号、一九八八年)
- (2) 大平祐一「江戸幕府拝借金の研究」(『法制史研究』二二、一九七四年)、同「幕末期の拝借金」(川崎修司先生・重倉珉祐先生古稀記念論文集『現代の民事法』、法律文化社、一九七七年)、飯島千秋前掲「元治期の幕府財政」
- (3) 庄司吉之助『京都守護職と会津藩財政』(歴史春秋社、一九八一年)
- (4) 『会津松平家譜』(国書刊行会、一九八四年)
- (5) 『会津藩庁記録』一〜六(日本史籍協会叢書一〜六、東京大学出版会、一八六九年)
- (6) 真水淳「幕末期越後の会津藩領」(『新潟県史研究』十五、一九八三年)
- (7) 家近良樹編『稽徴録』(思文閣出版、一九九九年)、同「解説」。「稽徴録」は、会津藩の陪臣武藤左源太が、文久二年七月より明治二年十月の間に出された藩庁からの布達や巷説を写し取ったもの。
- (8) 内閣文庫所蔵史籍叢刊「御勝手帳」(一)〜(六)。「御勝手帳」は、幕府鑑定所御勝手方において作成された帳簿で、万延元年から慶応四年までの大名・社寺からの願と、それになりたいする鑑定所の評議等
- (9) 『稽徴録』一五頁。
- (10) 「御勝手帳(三)」一六〇〜一六三頁。
- (11) 会津若松市史・史料編Ⅱ『幕末会津藩往復文書』(二〇〇〇年、以下『往復文書』と略記する)下巻、二八二頁。
- (12) 「御勝手帳(四)」四五三頁。
- (13) 『往復文書』下巻、二八二〜二八四頁。御用所密事頭取田口治八が調べたもので「少々入狂ひハ可有之」とあるが、管見の限り播磨国役知の村名が判る会津側の史料が他に無いためこれを採用した。なお「旧高田領取調帳」では、山城・河内国においては「守護職役知」「会津藩役知」等

の記載が見られたが、近江・播磨国においては見られず、「大津県支配所」・「兵庫県」とされていた。役知村々の確定、役知支配については今後の課題としたい。

(14) 「御勝手帳(二)」九六〇九七頁。

(15) 『往復文書』上巻、三七八頁。

(16) 「御勝手帳(三)」一六四〇一六五頁。

(17) 「御勝手帳(三)」一八九頁。

(18) 「御勝手帳(四)」三五〇四七頁。

(19) 『往復文書』上巻、五二八〇五二〇頁。会津藩も、一、二ヶ月の手当で争うことは松平慶永はもちろん小堀・多羅尾両代官に対しての印象も悪く、加増地の吟味にも差し支えらるゝとして月割収納を受け入れた。

(20) 「御勝手帳(四)」八四〇八六頁。『往復文書』上巻三九四頁によると、会津藩はこの御蔵米支給について、米価が上昇して出穀前の早い段階で支給されたいとの思惑から、十月には支給を願ひ出ている。

(21) 「御勝手帳(五)」四九七〇五〇一頁。

(22) 『会津松平家譜』(国書刊行会、一九八四年)、二八五頁。

(23) 「御勝手帳(二)」四五〇頁。

(24) 前述のように慶応元年に松平慶永へ六五〇〇両を渡し、ているが、「京都一ヶ年之入方差引増減之調」における役知五万石の収入を考えると、この六五〇〇両は畿内役知のみの金額と考えられる。史料に記載がないので不明である

が、会津・大沼郡については慶永へ渡されなかった可能性が高い。

(25) 『幕末御触書集成』第六巻、二〇七頁。

(26) 加増地の協議過程については、「御勝手帳」のほか『会津藩庁記録』第四巻、『往復文書』に詳しい。会津藩は加増地の候補地として、越後・畿内の広い地域にわたって生産条件・地理的条件などの調査を行っており、新潟港とともに兵庫港についても探索を行っている。

(27) 前掲真水論文。

(28) 畿内の加増地構成について、真水論文第四表では、立教大学図書館蔵「福岡郡中高用留」という史料を基に近江国栗太・蒲生・野洲郡で四二九二石余・和泉国大島・日根・南郡で二一三三三石余とされていたが、筆者は廣野卓「和泉国の会津藩領について」(『会津史談』六六号、一九九二年)に記載された和泉国加増地の村・石高が、慶応四年二月に作成された「和泉国領主并高辻帳」という地方史料を基にしたこと、本文にある近江一五〇〇〇石・和泉一万石という割合と同じであるという理由により、畿内の加増地は「表2」の構成ではないかと考えた。

(29) 「御勝手帳(四)」一九〇〇一九二頁。

(30) 『往復文書』上巻五一五頁の元治元年十二月十日付京都より江戸宛書状には、「当六月以来御役知人足五万人余召仕」とあり、山城・河内両国役知から五万人以上の人足を雇っていたことがわかる。

(31) 『幕末御触書集成』第四卷、三三三頁。『会津松平家譜』二五八頁、『稽徴録』二八頁。

(32) 『会津松平家譜』三一〇頁、『京都守護職始末』三二二頁。

(33) 「御勝手帳(四)」三九頁。

(34) この六千両という額は、荒銅百斤の買上代は銀四一〇匁五分で五万斤では凡そ二〇五貫五〇匁、金にして三四二〇両三分余の二年分六八四一両余の内金と算定されている。

(35) 「御勝手帳(二)」一四五〜一四七頁。

(36) 『往復文書』下巻・一三〇〜一三二頁、「御勝手帳(四)」四七二頁。

(37) 前掲大口論文第六表参照。

(38) 前掲大口論文第八表参照。なお前掲飯島論文「元治期の幕府財政」第九表には、元治元年被下米石代渡として四六〇〇二両が計上されている。これは年々二万俵渡しの金額だけではなく、役知物成代金や現段階で史料で確認できないものが含まれると考えられるが、具体的な検討は今後の課題とする。

(39) 「御勝手帳(三)」三九頁。

(40) 家近良樹「一・会・桑権力の成立と崩壊」(『幕藩権力と明治維新』、吉川弘文館、一九九二年)

(41) この手当一件については、「御勝手帳(四)」三八〜四七頁のほか、『往復文書』・『会津松平家譜』・『京都守

護職始末』を参考とした。元治元年分は稲葉正邦が「拝借之心得」で一万両の支給を認めていることから拝借金の扱いと、慶応元年以降は「御勝手帳」にも返済方法の記述がないことから手当てと判断した。なお、『会津松平家譜』と『京都守護職始末』には慶応元年二月に月々一万両の手当停止の記載があり、一万両が慶応元年正月分まで支給されていたとも考えられるが、ここでは「御勝手帳」にある京都町奉行の指示を採用した。

(42) 『往復文書』下巻、五八頁。元治元年十二月二十四日付書状。

(43) 「御勝手帳(五)」一八二・一八三頁。

(44) 飯島前掲「元治期の幕府財政」第九表。一橋慶喜への支出も同様。

(45) 『往復文書』上巻、四七五頁。

(46) 『往復文書』上巻、四三五〜四三六頁。

(お茶の水女子大学人間文化研究科博士後期課程)